

## 産業建設委員会 行政調査報告書

調査期間 令和元年5月22日（水）～24日（金）

調査場所 宮城県大崎市、宮城県石巻市

参加者 （委員長）荻田 清秀 （副委員長）山本 照男  
（委員）山川 和孝、川上 賢孝、青木 永六、石川 秀光

宮城県大崎市（人口 130,158人 面積 796.75km<sup>2</sup> 議員定数 30人）

調査事項：危険ブロック塀等の除却助成事業について  
世界農業遺産認定への取り組みについて

### 1. 危険ブロック塀等の除却助成事業について

地震や事故に備え、安全で安心な暮らしができるように、危険なブロック塀などを除却する場合の工事費用を助成する。

#### （1）除却事業の補助金

##### ①補助対象

次の条件をすべて満たすブロック塀等の除却に要する費用

- ・通学路に面していること
- ・道路からの高さが1メートル（擁壁の場合は0.4メートル）以上であること
- ・平成30年度以後に行われたブロック塀等実態調査において、総合判定が「特に問題なし」以外であること
- ・年度内に工事が完了するもの

##### ②補助額

- ・ブロック塀等の面積1平方メートル当たり4,000円（限度額15万円）

#### （2）設置事業の補助金・・・平成31（令和元）年度新設

##### ①補助対象

次の条件を全て満たすブロック塀等の除却跡地に対するブロック塀等以外の軽量の塀等（生け垣、フェンス及び板塀等）の設置に要する費用

- ・生け垣を設置する場合、高さ1メートル以上の苗木を用いて50センチメートル以下の間隔で植栽し、支柱等に適切に固定されるもの
- ・フェンス及び板塀等を設置する場合、高さ60センチメートル以上のものとし、基礎等を設置するなどして適切に固定されるもの
- ・ブロックを利用しフェンス及び板塀等を設置する場合、ブロックの高さをおおむね50センチメートル以下とするもの
- ・年度内に工事が完了するもの

##### ②補助額

○補助対象経費に2分の1を乗じて得た額

（限度額）延長に1メートル当たり6,000円を乗じて得た額又は10万円のいずれか低い額

○補助額の加算

大崎市産材の板塀を設置する場合は、設置する板の見付面積に1平方メートル当たり3,000円を乗じて得た額

（限度額）1件当たり5万円

### 2. 世界農業遺産認定への取り組みについて

## (1) 世界農業遺産とは

世界重要農業遺産システム (Globally Important Agricultural Heritage Systems) → G I A H S (ジアス)

社会や環境に適応しながら何世代にもわたって形づくられてきた農業上の土地利用、伝統的な農業と、それにかかわって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システムを、国際連合食糧農業機関 (FAO) が認定する仕組みである。

近代化の中で失われつつある農業・農法や生物多様性などを、「生きた遺産」としてその保全と持続的な活用を図り、次世代へ継承していくことが求められる。

## (2) 世界的農業遺産「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」

世界農業遺産認定をきっかけとして、大崎地域の基盤である資源豊かな農業を生かした地域の活性化と、一層誇りある地域づくりを目指している。

- ・大崎地域に存在する里地・里山の宝（豊かな農業、景観、生物多様性）の再認識と活用
- ・地域の宝に光を当て、守り、磨き、育む体制づくり
- ・地域外への発信・共有と地域間交流の促進

## 世界農業遺産認定エリア

### 3つの悪条件

- ・東北地方の太平洋側—初夏に吹く冷たく湿った風「やませ」による冷害（作物が育たない）
- ・傾斜の急な山間地—渇水（水が枯れる）
- ・水はけの悪い平地—河川が豪雨の特に氾濫し洪水（家屋や農地に被害）

しかし、さまざまな知恵と工夫で悪条件に適応



「大崎耕土」と呼ばれる豊かな水田農業地帯に



平成29年に「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」という名前で世界農業遺産に認定

## 大崎地域の農業遺産3つの評価ポイント

- ①中世以来、脈々と受け継がれる巧みな水管理基盤
- ②農営と暮らしを支えてきた伝統的な社会組織「契約講」による人々のつながり
- ③厳しい自然条件を克服するための暮らしの知恵屋敷林「屋久根」と水田、水路が織りなす豊かな生物多様性

## 世界農業遺産の認定の意義とは

- 認定をきっかけに、地域の価値を再発見し、
- その価値を地域の誇りとして守り、
- 多様な主体が参画し、地域資源を活かしながら地域の活性化につなげ、持続可能な社会としていくこと

宮城県石巻市（人口 143,701人 面積 554.59km<sup>2</sup> 議員定数 30人）  
調査事項：6次産業化の取り組み及び市内産業の復興について

## 6次産業化の取り組み及び市内産業の復興について

### 「6次産業化」とは

農林水産業（1次産業）が、加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）と連携・融合する取り組みで、1次産業×2次産業×3次産業＝「6次産業」で表される。

農林漁業者が、農産物などの「生産物がもともと持っている価値をさらに高める」ことにより、所得（収入）を向上していくことを目的としている。また、生産物の価値を上げるため、農林漁業者が農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工・流通・販売にも取り組み、農林水産業を活性化させ農山漁村の経済を豊かにしていこうとするもの。

### （1）石巻市6次産業化・地産地消推進センター設置（平成26年8月8日～）

設置根拠 石巻市6次産業化・地産地消推進センター設置要綱（平成26年7月1日施行）

設置目的 地域資源を活用した商品開発、ブランド力向上、販路開拓のため6次産業化の担い手となる人材育成と事業家支援を行い、1次産業事業者の経営多角化、所得向上と地場産業の振興を推進

事業概要

- ・商品開発及び販路拡大のための支援
- ・1次産業等事業者からの個別相談及び案件の掘り起こし
- ・6次産業化法に基づく総合化事業計画の認定及び各種補助申請の計画策定等支援
- ・研修会の開催
- ・事業の実施に関する情報発信
- ・その他事業の実施に関すること

実施場所 宮城県石巻市開成1-35 石巻ルネッサンス館内

実施体制 市が6次産業化の推進に精通した事業者へ委託して事務局を設置し、当該事業者が事務局となり事業を実施する。

委託先：株式会社 東北農都共生総合研究所

### （2）石巻市産業復興支援員推進事業（平成26年10月1日～）

設置根拠 石巻市産業復興支援員設置要綱（平成26年10月1日施行）

設置目的 6次産業化・地産地消推進センターの円滑な業務運営を図り、産業振興を通じた地域コミュニティ支援を進めるため、同センターの事業の1つである販路開拓支援についてより一層の充実を図り、6次産業化を推進

事業概要 ○地域ブランドづくり及びプロモーションの支援

○ECサイト運営等

○その他国補助等のプロジェクト事業を進めている団体へのサポート

実施場所 宮城県石巻市開成1-35 石巻ルネッサンス館内

実施体制 平成28年度までは6次産業化・地産地消推進センター事業の受託事業者へ委託していたが、平成29年度からは体制の強化と6次産業化ノウハウ移管のために石巻産業創造株式会社へ委託。

（支援員の派遣業務の継続等により、一部の産業復興支援員は平成28年度に引き続き6次化センターに配置）

※石巻産業創造株式会社・・・「I S Sビジネスサポート（I-BIZ）」を設置する、さまざまな経営課題の相談に無料相談窓口を構える石巻市の第三セクター

### （3）助成金制度の施行（平成26年4月～）

#### ①助成金制度

## 石巻市 6 次産業化・地産地消推進事業助成金

### ②目的

農林漁業者と地域のさまざまな事業者との連携を強化し、地域資源の高付加価値化を図る。

### ③助成対象事業

新商品開発事業 1 次・2 次・3 次産業を営む事業者がネットワークを形成して、新商品の開発等を行う事業

販路開拓事業 1 次・2 次・3 次産業を営む事業者がネットワークを形成して、新たなマーケティング手法を用いた販路開拓等を行う事業

助成額：対象経費の 4 分の 3 以内 限度：1 事業者当たり 50 万円

施設整備事業 国の認定を受けた農林漁業者団体又は中小企業者が加工・販売施設等の整備を行う事業

助成額：対象経費の 2 分の 1 以内 限度：1 事業当たり 200 万円

### ④交付実績

平成26年度 2 件 ワカメ工場の施設整備、石巻食材発信のための見本市の開催等（助成総額 5,696,739円）

平成27年度 10件 カキ、銀鮭、帆立等の施設整備、ハラル食対応商品の開発等（助成総額 17,370,711円）

平成28年度 8 件 地場産品使用菓子の開発、ほやの域外消費を目的とした商品開発等（助成総額 9,310,347円）

平成29年度 6 件 カキ小屋及び直売所の整備、米の新たな販路開拓事業等（助成総額 5,768,299円）

平成30年度 1 件 新たに取り組む分業・協業による商品化、加工販売及び販路開拓（助成総額 171,747円）

### （まとめ）

「大崎市危険ブロック塀等除却事業」は平成18年3月31日の1市6町による合併にあたり、構成するそれぞれの市町で行っていた同様の事業を引き継ぐ形で、大崎市の新たな単独事業と位置付けた。「除却」に係る補助額は、事業創設時の宮城県の基準に準じて設定している。平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とした地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、大崎市は危険ブロック塀等除却を推進するため、「設置」に係る補助制度を新設した。課題としては、所有者または管理者が大崎市外に居住している場合等は、その状況が十分把握されておらず、危険性に対する認識も希薄であることが多い。また、歩行者等への注意喚起等のため、カラーコーン等を設置しても改善がスムーズに進まない場合は、危険性に対する認識が希薄になるため、継続した働きかけのあり方も検討されていた。世界農業遺産認定については、持続可能な水田農業を支える「大崎耕土」の伝統的水管理システムが広く認識され、大崎耕土保全のための仕組みが確立しており、将来目標の達成に向けて、「守るために生かす」をコンセプトにアクションプランを推進していた。

6 次産業化の取り組み及び市内産業の復興については、みずから販路開拓や新商品開発に取り組むことのできる事業者の育成が課題であり、石巻市における漁業従事者数も大震災による被害も影響し、震災前の調査から37.3%の減少となっていた。今後、さらに漁業従事者の減少は深刻化すると見られ、担い手の確保が喫緊の課題となっている。石巻市では、地方創生事業をきっかけに、平成27年度から水産業担い手育成総合支援事業を実施し、漁業への就業を希望する新たな担い手の確保・育成を進めており、当市において両市とも大変参考となる研修であった。